

緑の風 NEWS

JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2024年 1月24日 No. 64

管理のミスで労働者に責任転嫁!? 懲戒権の濫用か!?

大宮支社のある運転職場の組合員に対し、「業務を指示されていたにもかかわらず、管理者の承認を得ずに無断で帰宅した」ことを理由として処分が発令され、営業統括センターへの転勤が事前通知されました。

疑問ポイント ④
休日出勤の
必要性が理解できない

■経過の特徴点

12月22日 組合員は、管理者から突発を理由とした翌日の休日出勤の依頼に応じる

12月23日 組合員が職場に出勤すると、変形日勤がいたので管理者と会話をする。

組合員「変形がいるのに休日出勤はおかしい」

管理者 A「業務研究がある」

組合員「おかしいですね。それなら休日出勤の意味がありませんので帰ります」

* 組合員がロッカーに移動したところ管理者Aもついて来る。

管理者A「どうしてもだめか」「代わりの人を探すことになってしまう」

「嫌な思いをさせてごめんね」

疑問ポイント ②
管理の責任と明言

重要!

組合員「帰ります」

管理者 A「わかった」

組合員は帰宅する。

管理者B→組合員「今日は申し訳ないね。こちらの責任だから気にしないで」

12月26日 事情聴取

管理者C「業務指示違反になる」

組合員「そのまま帰ったら、業務指示違反になりますよって説明はなかった」

管理者C「ちょっと説明が足りなかった」

疑問ポイント ③
23日に業務命令はない
説明、説得もない

1月11日 組合員 状況報告書を提出

「止められたり帰ってはいけないや業務指示について説明はなかった」

「ちゃんと説明されれば乗務しました」

1月19日 組合員に懲戒処分と営業統括センターへの転勤の事前通知

あまりに酷い!! 管理のミスで労働者に責任転嫁するな!!